姫路市子育てガイドブック協働発行事業者
選定プロポーザル募集要項

令和８年１１月

姫　路　市

1　募集の概要

⑴　事業名称

姫路市子育てガイドブック協働発行事業

⑵　事業内容

就学前児童をもつ家庭に子育てに関する情報を提供するため、姫路市（以下「市」という。）の子育て支援に係る各種制度、事業、手続等の行政情報及び子育て関連施設の概要、地図等の地域情報を掲載した「姫路市子育てガイドブック」を、市と民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）が協働で発行するもの。

詳細については、「姫路市子育てガイドブック協働発行事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり。

⑶　事業期間

協定締結日から令和１２年３月３１日まで

2　参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

⑴　姫路市入札参加資格制限基準（平成２５年３月２５日制定）に該当しないこと。

⑵　姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成２５年４月１日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第３条に定める排除対象業者に該当しないこと。なお、協定締結までの間に排除対象業者に該当することが判明した場合又は排除対象業者と関係を有すると認められた場合は、参加資格を失うものとする。

⑶　公告の日において、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑷　公告の日から協働発行事業者の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア　公告の日において競争入札の参加資格等について（平成２３年姫路市告示第４０８号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和６２年６月２５日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ　指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

⑹　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

⑺　他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア　資本関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ｱ)　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ　人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ｱ)　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ｱ)　組合とその組合員の関係にある場合

(ｲ)　一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

⑻　参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当しないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

⑼　令和３年４月１日以後に完了した、国、都道府県及び政令市・中核市が発注した広告付き行政情報誌（ガイドブック）等について、企画・編集、広告募集・掲載、印刷・製本・納品の一連の業務の履行実績を元請として有すること。

３　プロポーザルに関する担当部局等

⑴　担当部局

姫路市こども未来局こども育成部こども支援課すこやか子育てセンター

（以下、「すこやか子育てセンター」という。）

〒６７０－０９４３　姫路市市之郷１００６番地８　すこやかセンター３階

電話　（０７９）２２３－５６４０

ＦＡＸ（０７９）２２３－５６３９

⑵　協定締結に係る書類等を示す期間及び場所

協定締結に係る書類等を示す期間	令和８年（2026年）１１月４日（水）から 令和９年（2027年）１月１４日（木）まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）及びすこやかセンターの年末年始の休館日（１２月２８日から１月４日まで）を除く。
閲覧の場所	すこやか子育てセンター（市ホームページにも掲載） （https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033164.html）

４　プロポーザル実施に係るスケジュール

	項　目	日　時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和８年１１月４日（水）
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和８年１１月１８日（水）　午後４時
3	参加資格確認結果の通知 プロポーザルに関する質問受付開始	令和８年１１月２４日（火）
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和８年１１月３０日（月）　午後４時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和８年１２月４日（金）　正午（予定）
6	提案資料提出書類の受付期限	令和８年１２月１６日（水）　午後４時
7	協働発行事業候補者の特定 審査結果の通知	令和９年１月５日（火）（予定）
8	協定書締結及び審査結果の公表	令和９年１月１４日（木）（予定）

５　参加表明手続及び参加資格の確認

⑴　参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第２項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

ア　提出書類

(ｱ)　使用印鑑届兼委任状（様式第１号）（本市の業者登録がない事業者に限る。）

(ｲ)　参加表明書（様式第２号）

(ｳ)　法人の履歴事項全部証明書（令和８年８月４日（火）以後に発行された最新のものに限る。写し可。本市の業者登録がない事業者に限る。）

(ｴ)　業務実績調書（様式第３号）

(ｵ)　関連企業申告書（様式第４号）

(ｶ)　姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）（公告日以後に発行されたものに限る。写し可、姫路市税の納税義務がある場合に限る。）

(ｷ)　国税の納税証明書（税務署様式その３の３。）（公告日以後に発行されたものに限る。写し可）

イ　提出部数

１部

ウ　参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和８年（2026年）１１月４日（水）から 令和８年（2026年）１１月１８日（水）午後４時まで（本市の休日を除く。）
配布場所	すこやか子育てセンター （参加表明者は、市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033164.html）

エ　提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達の記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達の記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申立ては受け付けない。

オ　提出場所

すこやか子育てセンター

カ　提出期間（参加表明書受付期間）

令和８年１１月１３日（金）午前９時から同月１８日（水）午後４時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後４時必着とする。

⑵　参加資格の確認結果

ア　参加資格の確認結果は、令和８年１１月２４日（火）までに参加資格確認通知書を電子メールの送信により通知するとともに、到達確認のため電話連絡を行う。

なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ　参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ　参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和８年１１月３０日（月）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりすこやか子育てセンターに提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

６　説明会

説明会は、行わない。

7　プロポーザルに関する質疑について

⑴　第５項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア　提出書類

質疑書（様式第５号）

イ　提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ　提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ　提出場所（送信先アドレス）

sukoyaka-kosodate@city.himeji.lg.jp

エ　提出期限

令和８年１１月３０日（月）午後４時まで

⑵　質問に対する回答は、次により行う。

ア　回答開始日時

令和８年１２月４日（金）正午

イ　回答方法

回答は、市ホームページに掲載する。

（https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033164.html）

⑶　その他

ア　質問及び質問に対する回答は、市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ　質問が次項第１号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ　質問者名は、公表しない。

8　提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

⑴　提出書類（提案資料）

市ホームページに掲載する「姫路市子育てガイドブック協働発行事業提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

⑵　提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第７－１～１０号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

⑶　提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達の記録が確認できる方法によること。

なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達の記録が確認できない場合は、第１２項第２号により失格とし、失格に係る異議申立ては受け付けない。

⑷　提出場所

すこやか子育てセンター

⑸　提出期間（提案資料受付期間）

令和８年１２月１４日（月）午前９時から同月１６日（水）午後４時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後４時必着とする。

⑹　その他

ア　提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は、一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄がある場合においては、この限りではない。

イ　提案者につき提案資料の提出は、１件とする。

ウ　提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ　提出された提案資料の差替えは、認めない。

オ　提出された提案資料は、返却しない。

カ　提出された提案資料は、本業務の協働発行事業候補者（以下「候補者」という。）の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ　提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

９　提案資料の審査及び候補者の特定

⑴　審査及び候補者の特定方法

ア　審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ　提案に関する評価は、姫路市子育てガイドブック協働発行事業者選定プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ　審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ　各委員の得点の平均点を評価点（１００点満点）とし、審査の結果、評価点の最も高い提案者を候補者とする。

オ　候補者となるべき評価点の者が２者以上ある場合は、「ア　提案内容」、「イ　事業遂行能力等」の順で評価点が高い者を候補者とする。以上の判定の結果、それでもなお同点の者が２者以上ある場合は、これらの者の中から、くじにより候補者を特定する。

⑵　評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点	得点
ア　提案内容	⑴　事業実施方針	・本事業の目的や趣旨を的確に理解し、具体的な企画提案になっているか	5	70
	⑵　スケジュール	・期間内に無理なく事業遂行ができる内容となっているか ・市との調整や校正に要する日程を含め、編集、作成の作業日数は妥当か	5	
	⑶　広告募集計画	・広告の募集方法及び審査体制、掲載予定数などが適切で、確実な広告掲載が見込まれるか	15	
	⑷　表紙デザインサンプル※１	・デザインの工夫点・狙いが明確であり、市民が親しみやすい魅力のあるデザインを作成する能力があるか	10	
	⑸　冊子の構成及びレイアウトサンプル	①冊子の構成が明確に示されており、行政情報や子育て支援情報を十分に反映することができるページ数が確保されているか	5	
		②市の情報と広告の区分が分かりやすいレイアウトになっているか	5	
		③調べたい情報が検索しやすい工夫があるか	5	
		④文字は、読みやすい大きさ、色合いになっているか	5	
		⑤レイアウトは、写真やイラストを用いるなど、読みやすくする工夫がなされているか	10	
		⑥要求水準書以外に事業の目的に合った有用な独自提案や創意工夫があるか	5	
イ　事業遂行	⑴　業務体制	①安定的に事業を遂行するにあたり、必要な人員配置体制がとられているか	10	30
		②不測の事態が発生した際にすぐ対応できるよう、市との連携体制はしっかりしているか	5	
	⑵　事業者について	・事業所が市内に存在しているか 市内に登記上の本店がある：５点、市内に支店・営業所等がある（本店は市外）：３点、市内に登記上の本	5	

能力等		店、支店・営業所等がない：０点		
	⑶　業務実績	・令和３年４月１日以後に完了した、国、都道府県及び政令市・中核市が発注した広告付き行政情報誌（ガイドブック）等について、企画・編集、広告募集・掲載、印刷・製本・納品の一連の業務の履行実績を元請として有しているか（参加表明の際に示したものも１件としてよい。） ※契約（協定）１件あたり２点、最大５件	10	

※１　デザイン案はサンプルであり、候補者の特定後、市と協議の上、最終デザインを決定する。

※２　下表のとおり５段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

なお、評価項目イ⑵⑶については、上記の評価基準に基づいて事務局が評価点を算出し、当該評価点は審査委員会に報告する。

※３　本業務は、協働発行事業者が募集する広告収入により全ての経費を賄う自立採算型事業であり、本市の一切の費用を支出しないため、提案金額に関する評価は行わない。

評価	採点基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×１.００
B	AとCの中間程度	各項目の配点×０.７５
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×０.５０
D	CとEの中間程度	各項目の配点×０.２５
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×０.００

⑶　その他

ア　提案者が１者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ　提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ　提案者の「ア　提案内容」に関する評価点は、２０点を最低基準点とし、最低基準点を下回る場合は、候補者を特定しない。提案者が１者であっても同様とする。

エ　審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ　候補者の特定を令和９年１月５日（火）（予定）に行う。特定された候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ　候補者名、協定締結予定日及び審査結果については、令和９年１月１４日（木）（予定）を目途に市ホームページに掲載する。

キ　審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

１０　候補者特定後の手続

⑴　審査の結果、候補者と特定された者と協定締結の交渉を行い、合意した場合に市と協働発行事業者双方で協定書を取り交わす。

⑵　候補者との協定締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を候補者として協定締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に候補者となるべき評価点の者が２者以上あるときは、前項第１号オと同様の方法により候補者を特定する。

⑶　提案資料は、協定書の一部とする。

⑷　本業務は市費の支出を伴わない自立採算型事業であるため、保証金の納付は求めない。ただし、候補者は、本協定及び提案資料に基づき、誠実に業務を履行しなければならない

１１　参加の辞退に関する事項

⑴　参加者は、第９項第１号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

⑵　参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）によりすこやか子育てセンターに持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が確認できるものに限る。）で提出すること。

なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

１２　失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

⑴　第２項各号に定める参加資格要件を満たしていない者

⑵　提案資料を提出期限までに提出しなかった者

⑶　提出書類に故意に虚偽の記載をした者

⑷　要求水準書に重大な違反のある提案をした者

⑸　その他このプロポーザルの条件に違反した者

１３　著作権等

⑴　提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

⑵　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

１４　プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

１５　その他

⑴　候補者が正当な理由なく協定の締結を辞退した場合は、候補者に対し、指名停止を行うことがある。

⑵　候補者について、協定締結までの間に、第２項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合又はこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、候補者との間で協定を締結しないことがある。この場合、市長は候補者に対する損害賠償義務を負わない。

⑶　候補者について、協定締結後に、第２項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合又はこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該協定を解除することができる。この場合、本市は候補者に対する損害賠償義務を負わない。

⑷　候補者は、協定締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第３号）を提出しなければならない。誓約書の提出がない場合又はその内容に虚偽があることが判明した場合は、協定を締結しない。

⑸　参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。

⑹　審査結果について、協定締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。

なお、参加者が２者の場合は、姫路市情報公開条例第７条第２号の規定に基づき候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

⑺　本案件は電子協定を活用した協定締結を可能とする。候補者となった者で電子協定を希望する場合は、協定締結までに電子契約利用申請書をすこやか子育てセンターまで提出すること。

なお、登録業者であり、かつ、電子契約用メールアドレスを登録している場合は、電子契約利用申請書の提出は不要とする。また、必要な様式等は、必要に応じてホームページからダウンロードし、使用すること。

（https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html）